

司法書士がお答えします



Answer

司法書士 宮城 匠(司法書士法人 匠事務所)

那霸市楚辺1-5-17 プロフェスピル那霸4階 電話098-833-6461

生前の意思を残す～遺言～

Answer

争いを未然に 防ぐために

親族間で相続についても
める「争族」には誰もなり
たくないものです。

では「いごん」と読むことが多いのですが、一般的には「ゆいごん」と読みますどちらも誤りではありません。

本人のみで作成されることが多いため、文面が不明確で、内容が争いになることがあります。実務上も、そのままで不動産の登記手続きが行えない遺言もよく見受けられます。

つたものである旨を付記して署名、押印する。

類がありますが、いずれも決められた方法でないと無効になります。

②公正証書遺言

一般的に次の二つの方法がよく利用されています。

次の方程式は微い 公証役場において公正証書で作成される遺言です。

①自筆証書遺言

② 遺言者が遺言の趣旨を
三二四

最も簡易な方法による遺言です。遺言者が、その全文、日付、氏名を自書し、これに印を押します。しかし、例えば、日付が入ってないなどする場合は、

③公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、または閲覧させる

いないうたげで全部が無効になつてしまふなど、自力で

④遺言者及び証人が筆記の正確なことを承認したの

有効な遺言書を作成するには、それなりの知識が必要になります。また、貴

ち、各自これに署名押印。
ただし遺言者が署名するこ
とができるない場合は公証

言の存在自体を秘密にでき
ますが、紛失、偽造等の危
険があります。

⑤公証人が、証書が①で
④に掲げる方式に従つて次
がその事由を付記する

2 遺言の方法

元気なうちに争いを予防する方法。今回は「遺言」について説明します。

遺言については、いろいろな本やセミナーがありますので、まずはのぞいてみはいかがでしょうか？

まとめ

他の相続人の実印・印鑑証明書等が不要になるなど、手数料はかかりますが、不動産登記手続では一番確実な方法と言えるでしょう。

親戚が亡くなり、親族が相続でもめている話を聞きました。私の子どもたちにはそのように争つて欲しくありません。元気なうちに遺言を作成しようと思いますが、どのような手続きが必要ですか？